		日	号外	ページ
九三	平成二十五年総務省告示第三百二十九号の一部を訂正する件	一九	五	二四
九四	平成二十五年総務省告示第四百九号の一部を訂正する件	一九	五	二四
九五	平成二十五年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件	一九	五	二四
九六	平成二十五年総務省告示第四百十二号の一部を訂正する件	一九	五	二四
九七	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定めるところにより算定した額を定める件の一部を改正する件	一九	五	二四
九八	本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件	一九	五	二四
九九	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を指定した件の一部を改正する件	二〇	二	二四
一〇〇	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を指定した件の一部を改正する件	二四	二	二四
一〇一	公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件	二四	二	二五
一〇二	地方公共団体情報システム機構の定款並びに最初の事業年度の事業計画及び予算の認可に関する件	二五	三	二五
一〇三	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二五	三	二六
一〇四	無線機器型式検定に合格した機器の件	二六	二	二六
一〇五	政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件	二六	三	65
一〇六	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二六	四	65
一〇七	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件	二六	四	65
一〇八	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件	二六	六	65
一〇九	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二六	七	65
一一〇	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件	二六	七	65
一一一	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成二十四年度の財政の経営健全化が完了した団体の報告の概要を公表する件	二六	七	65
一一二	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成二十四年度の財政健全化計画等の実施状況報告の概要を公表する件	二六	一八	65
一一三	統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件	二七	二	66
一一四	地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件の一部を改正する件	二七	二	66
一一五	地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件の一部を改正する件	二七	二	66
一一六	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件	二七	二	66
一一七	電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件	二七	一五	66
一一八	登録認定機関の登録に関する件	二八	二	68
一一九	技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件の一部を改正する件	二八	二	68
一二〇	競馬を行うことができる市区町を指定する件	二八	二	68
一二一	自転車競走を行うことができる市を指定する件	二八	一一	68
一二二	モーターボート競走を行うことができる市町を指定する件	二八	一二	68
一二三	国が行う補助の対象となる消防施設の基準額等を廃止する件	二八	一二	68
一二四	国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の基準額の一部を改正する件	二八	一三	68
一二五	平成二十四年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件	三一	三	70
一二六	地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件の一部を改正する告示	三一	三	70
一二七	平成二十五年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件	三一	一五	70
一二八	地方独立行政法人が出資等に係る不要財産を譲渡したときに出資等団体に納付すべき金額を算定する基準等を定める告示	三一	一五	70
一二九	日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件	三一	一六	70
一三〇	地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が定める基準を定める件	三一	一六	70
一三一	地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件	三一	一六	70
一三二	地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件	三一	一六	70
一三三	地方公務員等共済組合法第百十二条第三項に規定する地方公務員共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の一部を改正する件	三一	一六	70
一三四	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件	三一	一六	70